

国住指第 1 4 2 7 号  
平成 1 7 年 8 月 2 6 日

各都道府県建築主務部長 あて

国土交通省住宅局建築指導課長

地震時における天井の崩落対策の徹底について（技術的助言）

去る平成 1 7 年 8 月 1 6 日に発生した宮城県沖の地震によるスポーツ施設の天井落下事故について、国土交通省職員等を派遣し現地調査を実施（調査日は 8 月 1 6 日、1 7 日）したところであるが、この度別添のとおり「スポパーク松森における天井落下事故調査報告の概要」をとりまとめたので送付する。

この調査では、平成 1 5 年 1 0 月 1 5 日付け国住指第 2 4 0 2 号「大規模空間を持つ建築物の天井の崩落対策について(技術的助言)」(以下「平成 1 5 年通知」という。)等により通知してきた天井の崩落防止対策の確実な実施が重要であることが明らかとなったところである。

このため、今後、新築される大規模空間を持つ建築物については、必要に応じ下記の対応をとるなど、天井の崩落対策の徹底に努められるようお願いする。

なお、本通知について、管内の特定行政庁及び指定確認検査機関に周知するとともに、天井の設計図面の作成及び設計に従った施工が適切になされるよう、管内の建築士事務所の関係団体等に対しても周知徹底を図られたい。

記

- 1 . 建築確認の際（指定確認検査機関による確認の場合は、当該指定確認検査機関から確認済証を交付した旨の報告を受けた際）に、建築基準法第 1 2 条第 5 項に基づき、建築主等に対し天井に関する設計図書の提出を求め、平成 1 5 年通知に示している振れ止めの設置、天井と壁とのクリアランスの確保等の天井落下防止策が適切にとられていることを確認すること。
- 2 . 中間検査又は完了検査において、建築基準法施行規則第 4 条の 8 第 1 項第 4 号又は同規則第 4 条第 1 項第 4 号により、検査の申請書の添付書類として天井の工事写真を求める等により、天井が設計図書どおりに施工されていることを検査すること。